

国の基本指針の構成（目次と概要等）

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

【補足】

- ◆「障害福祉サービス等」＝①障害福祉サービス ②相談支援 ③地域生活支援事業
- ◆「障害児通所支援等」＝①障害児通所支援 ②障害児入所支援 ③障害児相談支援

一 基本的理念

目次	概要・対象等
1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	* 必要な支援を受けつつ自立・社会参加を図るためのサービス提供体制整備
2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等	* 発達障害・高次脳機能障害は精神障害に含める * 難病も対象であることを周知
3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	* 地域移行・継続・就労支援等を地域全体で支援するため拠点整備・インフォーマルサービス等を推進 * 「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点整備 * 精神障害にも対応する地域包括ケアシステム
4 地域共生社会の実現に向けた取組 (一) 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り (二) 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組 (三) 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を必要とする障害児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築	* 「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域共生社会実現に向け(一)～(三)の取組を行う
5 障害児の健やかな育成のための発達支援	* 通所は市町村、入所は県 * ライフステージごと切れ目ない支援 * 関係機関が連携した支援 * 支援によるインクルージョンの推進

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

目次	概要・対象等
1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障	* 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障	* 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、地域活動センター
3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	* GHの充実＋自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業 * 地域に開かれた地域生活支援拠点整備 * 有機的連携する面的体制
4 福祉から一般就労への移行の推進	* 就労施行・定着等支援

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

目次	概要・対象等
1 相談支援体制の構築	* 相談支援事業所による連携 * サービス等利用計画の作成確保 * 特定相談支援事業所の充実 * 基幹相談支援センター
2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保	* 入所・入院機関利用者数の把握 * 地域への移行支援＋自立生活援助・地域定着支援
3 発達障害者等に対する支援	* 発達障害者支援センター・発達障害者地域支援マネージャー * 別表第一の七各項を指標
4 協議会の設置等	* 関係機関・団体・当事者等による協議会 * 部会設置による活性化 * 居住支援協議会との連携 * 発達障害児者・重心児者・医療的ケア児・難病等への支援に向けた専門機関との連携

四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

目次	概要・対象等
1 地域支援体制の構築	* 障害・年齢種別等のニーズに応じ身近な場所で支援提供 * 児童発達支援センターは重度化・重複化・多様化に対応する専門機能を強化した上で、地域における中核的な支援施設として、通所事業所と連携を図り重層的な支援を実施 * 入所施設は専門機能を強化した上で、虐待を受けた児等様々なニーズに対応 * 成年期への移行に向けた県・市連携

2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援	<ul style="list-style-type: none"> * 障害児通所支援の体制整備には保育所・認定こども園・放課後児童健全育成等との連携が必要 * 早期発見・支援のため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策その他子育て・保健医療部局との連携が必要 * 就学・卒業時に支援が引き継がれるよう教育委員会その他関係事業者との連携が必要
3 地域社会への参加・包容の推進	<ul style="list-style-type: none"> * 保育所等訪問支援を活用し育ちの場で支援することで地域社会への参加・包容を推進
4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 (一) 重症心身障害児に対する支援体制の整備 (二) 医療的ケア児に対する支援体制の充実 (三) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実 (四) 虐待を受けた障害児等に対する支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> * 重心児・医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう体制の充実 * 医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場 * 関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
5 障害児相談支援の提供体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> * 早期からの支援 * 質の確保・向上

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

概要	<ul style="list-style-type: none"> * 28年度末入所者の9%以上が32年度末までに地域移行 * 32年度末入所者数は28年度末入所者数から2%以上削減 * 加齢児入所者は除いて設定
----	---

二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目次	概要・対象等
1 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	* 32年度末までに精神障害者地域移行・定着推進協議会等関係者による協議の場を設置
2 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	* 医療関係者とは病院・診療所・訪問看護ステーション等で精神科医療と関わる者
3 精神病床における1年以上長期入院患者数	* 別表四により算定した患者数を目標値とする
4 精神病床における早期退院率	* 3箇月時点：69%、6箇月時点：84% 1年時点：90%

三 地域生活支援拠点等の整備

概要	* 32 年度末までに圏域・市町村に 1 つ整備
----	--------------------------

四 福祉施設から一般就労への移行等

概要	<ul style="list-style-type: none"> * 32 年度の一般就労者は 28 年度の 1.5 倍以上 * 32 年度末の就労移行支援利用者は 28 年度末の 2 割以上増 * 就労移行支援事業所中、移行率 3 割以上の事業所が全体の 5 割以上 * 就労定着支援開始 1 年後の職場定着率 8 割以上 * 別表第一の一各項を活動指標とする
----	--

五 障害児支援の提供体制の整備等

目次	概要・対象等
1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> * 32 年度末までに各市に児童発達支援センターを 1 つ以上整備 * 32 年度末までに全市が保育所等訪問支援を利用できる体制整備
2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	* 32 年度末までに各市に各 1 つ以上整備
3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	* 30 年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置

第三 計画の作成に関する事項

一 計画の作成に関する基本的事項

目次	概要・対象等
1 作成に当たって留意すべき基本的事項 (一) 障害者等の参加 (二) 地域社会の理解の促進 (三) 総合的な取組	* 当事者の声、地域の理解、他の関係法や機関との連携に留意
2 計画の作成のための体制の整備 (一) 作成委員会等の開催 (二) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携 (三) 市町村と都道府県の連携	<ul style="list-style-type: none"> * 自立支援協議会を設置している場合は「その意見を聴くよう努めなければならない」 * 施策推進協議会を設置している場合はその活用も可
3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握	* 利用実態の分析とともにアンケート・ヒアリングも実施

4 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備	* 支援を利用する保護者の調査によりニーズを把握 * 利用ニーズを満たす定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援の利用を希望する児が利用できるよう体制整備を行う
5 区域の設定	* 都道府県のみ対象
6 住民の意見の反映	* 委員の公募、パブリックコメント、公聴会
7 他の計画との関係	* 医療、介護、子育て
8 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置	* 年1回は中間評価・公表したい

二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

概要	* 別表第二の二、三中「種類ごとの必要な量の見込み」、四の設定は義務 * 別表二の三中「種類ごとの必要な見込量の確保のための方策」、五是努力義務 * 別表二の一、六、七は盛り込むことが望ましい
----	--

目次	概要・対象等
1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項	* 第二に即して成果目標を設定 * 計画の実績・地域の実情を踏まえて設定することが望ましい
2 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策 (一) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み (二) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 (三) 地域生活支援拠点等の整備 (四) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し並びに計画的な基盤整備の方策	* 別表第一を参考 * 生活介護、就労継続B、施設入所については「継続利用者」の数を除く * 児から者への円滑な移行を図る * 入所児は退所後を見据えて連絡調整を図る * 医療機関が実施する短期入所の確保
3 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項 (一) 実施する事業の内容 (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み (三) 各事業の見込量の確保のための方策 (四) その他実施に必要な事項	

<p>4 関係機関との連携に関する事項</p> <p>(一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項</p> <p>(二) 指定通所支援等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項</p>	<p>* 分野を超え、関係機関が連携</p>
---	------------------------

三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

<ol style="list-style-type: none"> 1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 2 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策 <ol style="list-style-type: none"> (一) 各年度にける指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み (二) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 (三) 地域生活支援拠点等の整備及び市町村の支援等 (四) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し並びに計画的な基盤整備の方策 3 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数 4 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置 <ol style="list-style-type: none"> (一) サービスの提供に係る人材の研修 (二) 指定障害福祉サービス等支援の事業者に対する第三者の評価 5 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (一) 実施する事業の内容 (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に案ずる考え方及び量の見込み (三) 各事業の見込量の確保のための方策 (四) その他実施に必要な事項 6 関係機関との連携に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項 (二) 区域ごとの指定通所支援等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

四 その他

<ol style="list-style-type: none"> 1 計画の作成の時期 2 計画の期間 3 計画の公表
--

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

一 障害者等に対する虐待の防止

目次	概要・対象等
1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見	* 設置者・管理者は防止委員会の設置、研修等に努める
2 一時保護に必要な居室の確保	* 一時保護に必要な居室を確保する観点から地域生活支援拠点を活用する
3 指定障害児入所支援の従業者への研修	* 入所施設従業者にも研修実施
4 権利擁護の取組	* 市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合

二 意思決定支援の促進

概要	* 意思決定支援ガイドライン等を活用した相談支援員・サービス管理責任者研修
----	---------------------------------------

三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

概要	* 社会参加の促進により障害者に対する理解の拡大を図る
----	-----------------------------

四 障害を理由とする差別の解消の推進

概要	* 手帳所持者だけが対象ではない * 国の指針に従い具体的場面・状況に応じて柔軟に対応する
----	--

五 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

概要	* 地域共生社会の考えに基づく「地域に開かれた施設」 * 発災時には福祉避難所となることを踏まえた防災対策 * 権利擁護の視点を含めた職員研修
----	---

別表第一

一 福祉施設から一般就労への移行等

事 項	内 容
就労移行支援事業・就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	都道府県は 32 年度における移行者見込みを設定
障害者に対する職業訓練の受講	都道府県は 32 年度における受講者見込みを設定
福祉施設から公共職業安定所への誘導	都道府県は 32 年度における誘導見込みを設定
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	都道府県は 32 年度における誘導見込みを設定
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	都道府県は 32 年度における公共職業安定所の支援を受けて就職する者の見込みを設定

二 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

事 項	内 容
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち退院後に利用が見込まれる者の数、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定

三 生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援（A・B）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型・医療型）

事 項	内 容
生活介護	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち退院後に利用が見込まれる者の数、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定
自立訓練（生活）	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定
自立訓練（機能）	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定
就労移行支援	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち退院後に利用が見込まれる者の数、福祉から一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たな対象者数、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定
就労継続支援（A）	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち退院後に利用が見込まれる者の数、福祉から一般就労への移行者数、一人当たりの平均的利用量、地域の雇用情勢等を勘案して設定

就労継続支援（B）	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち退院後に利用が見込まれる者の数、福祉から一般就労への移行者数、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定 工賃の目標水準の設定が望ましい
就労定着支援	【利用者数】 ニーズ、福祉から一般就労への移行者数等を勘案して設定
療養介護	【利用者数】 現に利用している者の数、ニーズらを勘案して設定
短期入所 （福祉型・医療型）	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち退院後に利用が見込まれる者の数、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定

四 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援

事 項	内 容
自立生活援助	【利用者数】 単身世帯である障害者数、同居家族の支援を受けられない者の数、地域移行者数、精神障害者のうち退院後知用が見込まれる者の数等を勘案して設定
共同生活援助	【利用者数】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、精神障害者のうち退院後に利用が見込まれる者の数、GHに入所者数、GH退所者数等を勘案して設定 地域生活支援拠点の機能を持たせる場合は、地域設置見込みも設定
施設入所支援	【利用者数】 28年度末時点の入所者数を基礎とし、地域移行者数を控除した上で、GH等での対応が困難な者といった真に入所を必要とする数を勘案して設定 32年度末において28年度末入所者数の2%以上を削減

五 相談支援

事 項	内 容
計画相談支援	【利用者数】 現に利用している者の数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち退院後に利用が見込まれる者の等を勘案して設定
地域移行支援	【利用者数】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち退院後に利用が見込まれる者の数等を勘案して設定 入所・入院前の居住地の自治体が設定

地域定着支援	【利用者数】 現に利用している者の数、単身世帯である障害者数、同居家族の支援を受けられない者の数、地域移行者数、精神障害者のうち退院後知用が見込まれる者の数等を勘案して設定
--------	--

六 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

事 項	内 容
児童発達支援	【利用児童数・見込量】 地域における児童数の推移、現に利用している障害児数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所等での障害児の受入状況、入所施設退所後利用の見込まれる障害児数、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定
医療型児童発達支援	
放課後等デイサービス	【利用児童数・見込量】 地域における児童数の推移、現に利用している障害児数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成等での障害児の受入状況、入所施設退所後利用の見込まれる障害児数、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定
保育所等訪問支援	【利用児童数・見込量】 地域における児童数の推移、現に利用している障害児数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所・こども園・幼稚園・小学校・特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定
居宅訪問型児童発達支援	【利用児童数・見込量】 地域における児童数の推移、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定
福祉型障害児入所施設	【利用児童数】 地域における児童数の推移、現に利用している障害児数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して設定
医療型障害児入所施設	
障害児相談支援	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	【配置人数】 地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して設定

七 発達障害者等に対する支援

事 項	内 容
発達障害者支援地域協議会の開催	【見込開催回数】 地域の支援体制の課題の把握・体制についての検討に必要な回数を設定

発達障害者支援センターによる相談支援	【見込相談件数】 現状の相談件数・ニーズのうち、市町村での対応が困難で真にセンターの相談が必要な件数を勘案して設定
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言	【見込助言件数】 現状の助言件数・ニーズのうち、市町村での対応が困難で真にセンター・マネージャーの相談が必要な件数を勘案して設定
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修・啓発	【見込研修・啓発件数】 現状の件数を勘案して障害特性の理解が図られるために必要な件数を設定

別表第二

一 市町村障害福祉計画等の基本的理念等 <盛り込むことが望ましい>

事 項	内 容
市町村障害福祉計画等の基本的理念等	市町村障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的、特色等を定める

二 提供体制の確保に係る目標 <義務>

事 項	内 容
障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	地域生活移行、精神にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点整備、一般就労移行等を進めるため、国の基本指針に即して32年度の【成果目標】を設定する
障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標	体制整備推進のため、国の基本指針に即して32年度の【成果目標】を設定する

三 支援の種類ごとの必要な量の見込み・見込量確保のための方策

<<「種類ごとの必要な量の見込み」は義務、「見込量確保のための方策」は努力義務>>

事 項	内 容
各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み・見込量確保のための方策	①【実施に関する考え方・見込必要量】 別表第一を参考にして、⑤の32年度末の精神長期入院患者数の地域生活移行に伴う精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、32年度までの各年度における障害福祉サービスの種類ごとに定める
	②【確保のための方策】 サービスの種類ごとに見込必要量の確保のための方策を定める
	③【整備の方策】 地域の個別の状況に応じた地域生活支援拠点の整備の方策を定める

	④【サービスの見通し・基盤整備の方策】 圏域単位を標準とした見通し・方策を定める
	⑤【精神基盤整備量（利用者数）】 属する県が別表第四の三の式により算定した 32 年度末の精神長期入院者の地域生活移行に伴う精神保健医療福祉体制の基盤整備量を勘案して、市町村の 32 年度末の精神長期入院者の地域生活移行に伴う精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定める
各年度における通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み・見込量確保のための方策	①【実施に関する考え方・見込必要量】 別表第一を参考にして、32 年度までの各年度における通所支援等の種類ごとに定める
	②【確保のための方策】 通所支援等の種類ごとに見込必要量の確保のための方策を定める
	③【見通し・整備の方策】 圏域単位を標準とした指定通所支援の見通し・計画的な整備の方策を定める

四 市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 《義務》

事 項	内 容
市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	第二の成果目標の達成に資するよう、地域の実情に応じて次の事項を定める ① 実施する事業の内容 ② 各年度における事業の種類ごとの実施にかする考え方・見込量 ③ 各年度の見込量確保のための方策 ④ その他実施に必要な事項

五 関係機関との連携に関する事項 《努力義務》

事 項	内 容
指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する期間その他の関係機関との連携に関する事項	市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定める
指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他関係機関との連携に関する事項	

六 障害福祉計画の期間 《盛り込むことが望ましい》

事 項	内 容
障害福祉計画の期間	障害福祉計画の期間を定める

七 障害福祉計画の達成状況の点検・評価 《盛り込むことが望ましい》

事 項	内 容
障害福祉計画の達成状況の点検・評価	各年度における状況を点検・評価する方法を定める